

いわゆる「ごみ屋敷」対策について

いわゆる「ごみ屋敷」問題に対応するため「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」(以下、「条例」という。)を制定のうえ、平成 28 年 12 月 1 日から施行し、対策を進めています。

1 「ごみ屋敷」の件数

「ごみ屋敷」とは、物の堆積等に起因して害虫、ねずみ又は悪臭の発生、火災の発生又は物の崩落のおそれ等により、近隣に影響がある不良な生活環境としています。

	平成 29 年 3 月末時点	上半期に 新たに把握	合計 (延べ件数)	近隣への影響 が解消等した	平成 29 年 9 月末時点
全市合計	67 件	33 件	100 件	23 件	77 件

(各区の内訳は裏面に記載)

2 排出支援

条例に基づき、本人が片付けに同意したものの自ら行うことができないケースについて、当局収集事務所職員が堆積者宅内に入り区役所等と協力して排出支援を行っています。

- ・排出支援を行った件数 **8 件** (平成29年 4 月 1 日から平成29年 9 月30日まで)

3 措置の実施

周辺住民の生命・身体に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけにも応じないケースについては、指導・勧告・命令・代執行を行います。

- ・条例に基づく文書指導の実施※ **1 件**

※崩落の危険がある箇所が複数あり、崩落した場合に車両の通行や歩行者の安全に影響があると思われる事案について、6 月末に堆積物を撤去するよう条例に基づく文書指導を行いました。

4 これまでの取組の振り返り

- ・排出支援において、現場の収集事務所と区役所等が共同で作業を進める関係が構築され、福祉部門との連携が強化されました。
- ・一方で課題としては、「ごみ屋敷」には多様な状況があり、当局職員の作業体制の規模等について事前に十分な調査を行う必要があったことです。
- ・また、大規模な排出支援では、周辺地域の住民の方々のご協力が不可欠であることが分かりました。

各区の件数について

区名	平成29年3月末時点の不良な生活環境の件数	平成29年4月から9月末までに新たに把握した不良な生活環境の件数	平成29年9月末までに把握した不良な生活環境の件数(延べ)	近隣への影響が解消等された件数	平成29年9月末時点の不良な生活環境の件数
全市合計	67	33	100	23	77

【区ごとの詳細】

鶴見	6	4	10	3	7
神奈川	3	2	5	2	3
西	5	0	5	0	5
中	16	2	18	4	14
南	5	2	7	2	5
港南	0	1	1	0	1
保土ヶ谷	3	2	5	1	4
旭	9	4	13	4	9
磯子	4	0	4	0	4
金沢	2	9	11	3	8
港北	5	1	6	2	4
緑	1	0	1	0	1
青葉	1	1	2	0	2
都筑	1	4	5	0	5
戸塚	3	1	4	2	2
栄	2	0	2	0	2
泉	1	0	1	0	1
瀬谷	0	0	0	0	0